

令和3年度しがCO₂ネットゼロ推進協議会(第3回) 議事概要

1. 日 時：令和3年(2021年)11月22日(月)14時00分～16時00分

2. 場 所：WEB(事務局：滋賀県危機管理センター1階会議室1)

3. 出席状況：出席委員13名

4. 議 事

(1) 滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例について(原案)

(2) 滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画について(原案)

(3) その他

【資料】

資料1-1 滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例(原案)(概要)

資料1-2 滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例(原案)(要綱)

資料2-1 滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画(原案)(概要)

資料2-2 滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画(原案)

参考資料1 滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例(案)(説明資料)

参考資料2 滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例新旧対照表

参考資料3 CO₂ネットゼロ社会づくりに向けた現状と推移

参考資料4 環境にやさしい県庁率先行動計画(案)

参考資料5 「しがCO₂ネットゼロムーブメント」ロゴマーク

参考資料6 「しがCO₂ネットゼロみらい賞」受賞者決定

5. 議事概要(発言要旨)

事務局 議事1, 2について、資料1-1～2-2により一括して説明

委員 1点目は、資料1-1冒頭で示されている原子力発電に関する文言について、エネルギー事業者としては、再エネ拡大、原子力発電の一定活用、火力の脱炭素化にしっかりと取り組む必要があると認識しているが、現在世界的にも原油等が高騰するなど、原子力に限らず様々なエネルギーが不透明な状況にある。ここであえて原子力発電を特出しして記載している理由を聞きたい。

2点は、電化に関する記載について、グリーン成長戦略の中でも、電化・水素化・メタネーション・バイオマスの記載があるとおり、CO₂ネットゼロに向けても電化は重要と考える。特に電化は県民や事業者の皆様にも取組やすい施策の一つではないかと考えるので、省エネだけでなく、電化についても記載いただきたい。

事務局 原子力発電に関して前回の素案では、「原子力発電に依存できない状況」としていたが、ご意見等も踏まえ、資料1-2のとおり現状認識として記載している。

滋賀県は電源のほとんどを県外の大規模電源に頼ってきているという背景の中で、CO₂ネットゼロ社会について考える上では、大規模電源に対する認識を無視できない。その中でも多くを頼ってきた原子力発電に関しての現状認識を記載したと

ころ。事実認識として条例の前文で記載させていただいたものであり、この中では原子力のみならず、化石燃料についても言及しているため、全体として見ていただきたい。

2点目の「電化」については、資料2-2の2050年の図で、個々のイラストにおいては電化の要素が表現されている。CO₂ネットゼロ社会に向けては、電化が進んでいく分野も多くあるが、一方で、高温の熱需要など電化が難しい部門もある。様々なエネルギー源でCO₂ネットゼロに向かっていくことを見込んでいるため、電化の推進については特出しして記載はしていないが、全体の施策の中ではその要素を散りばめている。

委員 ことさら原発に関して、冒頭の一番目立つところに記載するのか再度理由を伺いたい。電化については、なぜ目立つところに書けないのか伺いたい。

事務局 今回の条例の改正については、従前の低炭素社会づくりの推進に関する条例の中に、温暖化対策だけでなく、エネルギー政策と気候変動適応策に関する規定を盛り込んでいくこととしており、計画についても、従前の低炭素社会づくり計画にしがエネルギービジョンを統合する形で、改定することとして、これまでの協議会で委員の皆様にご協議いただいていたところ。

しがエネルギービジョンでは、「原発に依存しない新しいエネルギー社会の実現に向けて」という基本理念を掲げて、これまでの5年間エネルギー政策を進めてきたという経過がある。この基本理念は、東日本大震災での福島第一原発の事故で甚大な被害があったことを鑑みてのもの。こういった経緯がある中で、今回条例と計画を見直し、エネルギー政策についても一体に盛り込むにあたり、原発に関する記述をどうするか慎重に検討を重ねた結果、現状認識についてのみしっかりと記述するというようにさせていただいたところ。

電化については、基本的に国策マターと認識している。県としては、他のエネルギー産業の方々との意見交換の中で、電化は痛みを伴う産業構造の転換を要することから、たちまちその中で淘汰されてしまう業界の先行きが見通せない状況で、大きく電化をとりあげることは難しいと判断した次第。

委員 資料2-2の14ページに記載されている県独自施策について、特に他府県と異なる取組があれば教えていただきたい。

事務局 産業・業務部門に関する施策としては、事業者行動計画書制度やびわ湖カーボンクレジットの制度、運輸部門については、自動車管理計画制度がある。

委員 資料2-2の8ページに記載のある滋賀県における気候変動の影響において、例えば琵琶湖の全層循環の問題といった滋賀県らしさを出してはどうか。

- 事務局 県としてもそういった視点は重要であると考えている。委員からご提案のあった琵琶湖の全層循環については7ページで記載しており、その他参考資料の方でも身近なところへの影響を記載している。
- 委員 資料1-2の4ページの第17条関係で記載されている、事業者とは、全ての事業者を対象としているのか。
第25条関係で記載されている、相当程度多い温室効果ガスを排出する事業者とはどういう事業者を指しているのか。
- 事務局 第17条関係については、基本的にすべての事業者を対象としている。
第25条関係については、現行の制度でもある事業者行動計画制度で、年間のエネルギー使用量が原油換算で1,500kℓ以上の事業者等を対象にしている。これは省エネ法の対象事業者と同じである。
- 委員 提出義務の対象が1,500kℓでは甘いのではないか。1,500kℓにする理由は。
- 事務局 基本的には国の省エネ法と合わせている。対象となる使用量の引き下げについては検討させていただいたが、既に現在の1,500kℓ以上で、滋賀県の産業部門の約半数の事業所を補足できているということで、今回の見直しにあたり、これ以上強化する必要はないだろうと判断したところ。一方で、1,500kℓ未満の事業者に対しても、より省エネ等を進めていただくよう、支援の充実という形で取組を促進していきたいと考えている。
- 委員 資料2-2の第4章8つの柱がこの計画のメインとなるところだと思うので、11ページで示されている2050年の姿についても、8つの柱との関連性がわかるように整理していただけると、県民や事業者によりわかりやすい計画になるのではと考える。また、条例の参考資料1の3ページについても、8つの柱に合わせた形に言葉を整理してはどうか。
環境教育はムーブメントやライフスタイルの転換につながっていく重要な取組だと思うので、県の施策なども詳しく記載してはどうか。教育や環境学習に関わる方がこの計画を見たときに、自分たちの活動がムーブメントにつながることであれば、さらに教育や活動が活性化し、さらなるムーブメントにもつながる。
- 事務局 計画については、柱との関連がわかるように、見せ方などを検討したい。
- 事務局 条例の資料は、説明用の資料として改正のポイントを整理したものであり、必ずしも文言等は一致していないが、わかりやすいものになるようにしたい。
環境教育については、県としてもムーブメントや人々の行動変容において非常に重要と認識しているので、しっかりと施策の部分も書き込んでいきたい。

- 委員 資料1-2の6ページ事業者行動計画制度は、滋賀県の特徴的な施策である。ア～キの項目ではCO₂ネットゼロに向けて一歩、二歩踏み込んだ内容を記載いただいている。ただ、ここでは全て「目標」となっているので、もう一歩踏み込んで、実施に向けたロードマップの策定などにしてはどうか。
- 事務局 現在、計画書の記入例を作成しているところであり、CO₂ネットゼロに向けたロードマップの要素については、アの基本的な方針の中で、2050年などの中長期的な視点を踏まえた上で、直近の3～5年に何をやっていただくか記載を促していければと検討しているところ。
- 委員 計画で記載いただいているとおり、CO₂ネットゼロに向けては電化だけでなく、メタネーションやバイオガスの活用など様々なエネルギーを活用していくということが重要であると考えます。そういった点では、資料2-2の図2のイラストでは、若干電化によりすぎているのではと考えています。様々なエネルギーの活用がイメージできるイラストにしていただければ。
- 事務局 イラストについては、電化だけでなくこれから期待されている様々なエネルギーがイメージできるイラストにしていければと考えています。
- 委員 1,500kℓを超えるとなると大変大きな企業に限られており、我々の業界は対象から外れてしまう。CO₂ネットゼロを目指すうえではもう少し踏み込むべきではないか。例えば、従業員の家庭まで含めた温室効果ガスの排出量を考えると、様々な業界が対象になってくると思うが、これについてはどうか。
- 事務局 基本的に事業者単位としている。
- 事務局 家庭での取組については、しがCO₂ネットゼロムーブメントとして推進していきたいと考えている。このムーブメントでは、県民や事業者の皆様にご賛同を募っているが、今後、賛同者の取組を情報共有できるサイトなども検討しており、取組の横展開を図っていきたい。強制力のある事業者行動計画書制度で従業員の家庭での取組までを強制するより、ムーブメントという形で自主的、主体的に取り組んでいただき、それを情報発信していけるようにしたいと考えている。
- 委員 私たちの組合も環境教育が重要と考えている。学校教育で取り組んでいただき、子どもから家庭に持ち帰って、親に広める形が効果的であると考えます。我々の業界では、省エネ機器の販売や省エネに配慮した使い方の提案等を通じて貢献するとともに、事業所としては営業車の省エネ化やデジタル化ペーパーレス化を進めていく必要があると考えている。営業車の省エネ化については、ぜひ自動車メーカーにお願いしたい。

また条例・計画については、滋賀県独自の取組が見えてくるとよりよくなると考える。

事務局

事務局としても環境教育は重要であると考えており、教育委員会とも連携して取り組みたいと考えている。

また、日頃から、省エネ機器の販売だけでなく使い方に関しても提案していただいているという点についても、非常にありがたい。資料2-2の14ページにおいて、2030年の50%削減に向けた各部門の主な取組について記載しているが、省エネ機器の普及については産業部門や家庭部門の一番目に記載されているとおり、委員が進めていただいている取組は、この計画の中核を担う取組であり、引き続きお進めいただきたい。

次世代自動車の普及促進に関しては、普及啓発を進めるとともに、業界団体とも連携しながら取り組んでいきたいと考えている。

今回の条例、計画において本県が打ち出している特色は2点あると考えている。一つは、ムーブメントの推進ということで、過去の石鹼運動や菜の花プロジェクトで培われた県民性を踏まえ、県民や事業者の主体的な取組を促すとともに、県も一緒に取り組むことで県民運動として進めていくこと。二つ目は、県内には最先端の技術をお持ちの企業が多数立地しており、こういった企業による技術開発や産業振興を県も一緒に取り組んでいく中でCO₂ネットゼロ社会の取組を通じた経済成長を図り、真に持続可能な豊かな社会を次世代に引き継ぐことを目指している。

委員

資料1-2の第34条関係について、国交省の社会資本整備審議会の建築分科会では建築物の省エネ対策について議論されているところである。また、脱炭素社会の実現に向けて、建築物における木材利用の促進についても10月1日付で法律を施行されたところである。これに関して、木造建築や環境に配慮した建築に関しては高さの問題があるが、これに対して県独自で条例の制定など検討されていることはあるか。

第35条関係に関連して、国と日本建築士会連合会が協定を締結し、今後セミナーなどにより木材建築の普及促進を行う方針であるが、当会としても都道府県レベルでこういった取組を検討しているところであるが、県として今後協定等について前向きな意見や考えはあるか。

事務局

CO₂ネットゼロに関する条例やその運用に関しては、委員のご発言にあったような踏み込んだ規定を設ける予定はない。

委員

資料2-2推進体制等について、支援事業者を増やしていくこと、人材育成が今後の取り組みの拡大には重要と考える。

事務局 「関連する組織との連携」の中で記載している団体や事業者の他、支援事業者の皆様にもご協力をお願いすることになるので、そういったことも踏まえて取組を進めて参りたい。

委員 資料2-2の23ページにおいて、事業者への支援が記載されているが、企業の研究開発等の後押しになるよう、ぜひお願いしたい。
参考資料4県の率先行動の6ページにおいて、RE100の電力調達とあるが、これにかかる追加費用はどれくらいまでを想定しているか。

事務局 県でも関連する施策を進めてまいりたい。委員の事業所においても引き続き取り組みをお願いしたい。
ご質問に関して、再エネ由来の電力については今後調達価格の高騰も懸念されているが、県の電力調達では競争入札という手続きを取っているので、当面予算を大幅に上回るような価格になることは想定していないが、予算には限りがあるので、今後の調達価格の状況によっては、別のところで削減量を増やすなど一定調整は必要になるかと考えている。

委員 当社も県内企業として、CO₂ネットゼロにはしっかり取り組んでいきたい。
ただ、省エネや太陽光発電に関してはこれまでにだいぶ進めてきており、今後は技術革新に期待する部分も大きい。また、排出係数も大きな割合を占めているので、電力会社の取組は重要になってくると考えている。電力会社には排出係数を下げるといった取組をぜひ進めていただきたい。

事務局 省エネや再エネに既に最大限取り組んでいただいております。これ以上は難しいというご意見は、経済団体等との意見交換の中でもお聞きしています。さらなる省エネや再エネ導入の取組に関しては、相談・支援体制を充実したい。エネルギー事業者の方でも、CO₂フリーのエネルギー源の確保・供給にご尽力いただけるものと期待しているが、著しく価格が上昇することがないように、国への要望も含め対応してまいりたい。

委員 資料1-2の25ページ第21条関係について、廃棄物の発生の抑制では、サーキュラーエコノミー・資源循環などの概念を盛り込むようお願いしたい。

事務局 第21条においてはこういった表現になっているが、前の方で略称を設けており、そこでは、廃棄物の発生抑制および再使用および再生利用、その他資源の有効利用ということで、幅広く資源の有効利用ということを念頭に置いたものになっている。施策を進めていく上では、ご提案いただいたことも踏まえ、引継ぎ検討を進めて参りたい。

事務局 (参考資料5～6により情報提供)

—特に質疑なし—